

# 毎月分配型投資信託の収益分配金に関するご説明

## (国内投資信託)

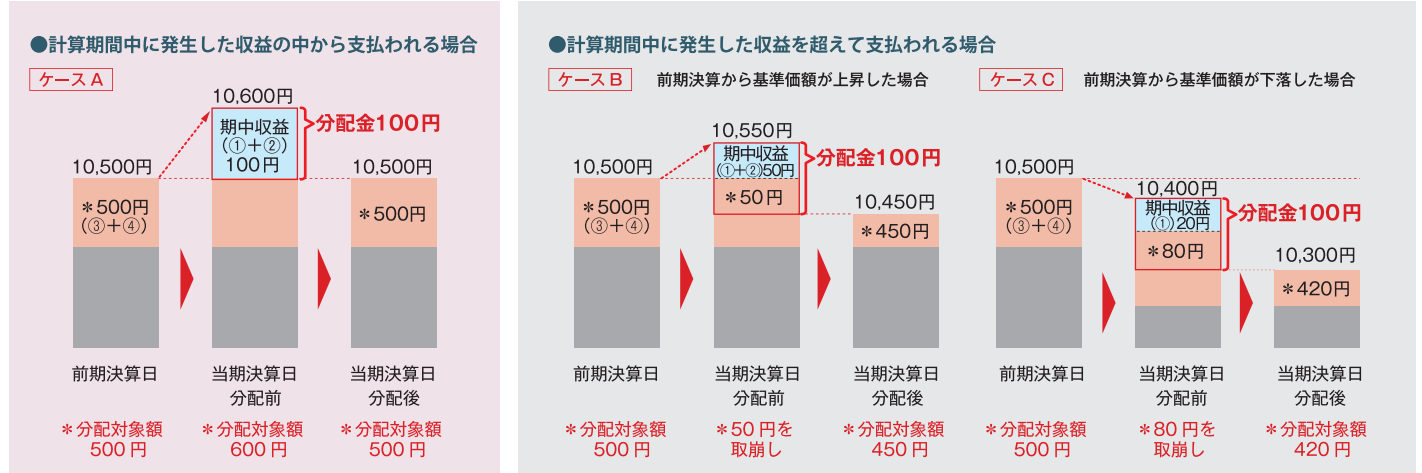
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は、前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### ■ 分配金と基準価額の関係（イメージ）



●分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額は、期中収益(①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の有価証券売買益・評価益)と③分配準備積立金【注1】、④収益調整金【注2】です。

【注1】上記①、②の内、当期分配金に充当されなかった残りの金額です。信託財産に留保され、次期以降の分配金に充当できる分配対象額となります。  
 【注2】追加型投資信託において、追加設定が行われることにより、既存受益者への分配可能額が薄まらないよう調整するために設けられている勘定です。前期までの収益調整金の残高に、日々の設定・解約による収益調整金を加減したものが、当期末の分配対象額となります。

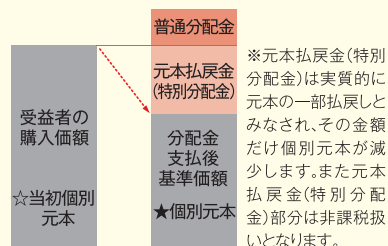
●上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなります。

- ケース A : 分配金受取額 100 円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0 円 = 100 円
- ケース B : 分配金受取額 100 円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 ▲50 円 = 50 円
- ケース C : 分配金受取額 100 円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 ▲200 円 = ▲100 円

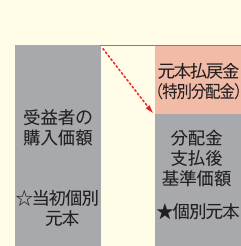
➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

●分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



●分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。

分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

ご不明な点がございましたら、店舗窓口までお気軽にお問合せください。